別添１

公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

Ⅰ　基本的事項

１　団体の概要

団体名	松山市	国調人口(H22.10．1現在)	517,088
構成団体名		職員数(H23．4．1現在)	2,919
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上　□早期健全化基準以上（　　年度）		
	計画期間：		

注１　団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
２　「職員数」欄は、普通会計に属する全職員（地方公務員法第３条３項の特別職を除く。）について、平成23年４月１日現在で記入すること。ただし、教育長及び４月１日付け退職者は除くこと。
３　「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率が財政再生基準又は早期健全化基準以上である（又は予定である）場合、該当するものをチェックするとともに、該当する決算年度を（　）内に記入すること。その場合には、財政再生計画又は財政健全化計画の計画期間を併せて記入すること。

２　財政指標等

財政力指数	0.74　（H21年度）	経常収支比率　（%）	88.6　（H21年度）
財政力指数（臨財債振替前）	（　年度）	将来負担比率	90.1　（H21年度）
実質公債費比率　（%）	8.9　（H22年度）		

注１　財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
　なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数１．０以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
　また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表１の基準１で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
２　財政指標については、条件該当年度を（　）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査における年度）を混在して使用することがないよう留意すること
３　財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が１．０以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が１．０を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式１を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
４　注１に関連して、一部事務組合等については、補足様式２を作成し添付すること。

３　合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

□　新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨
■　旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨
□　該当なし

〔合併期日：平成17年1月1日〕
松山市・北条市・中島町合併建設計画は、中四国における地方中枢拠点都市としての発展と、市民サービスの一層の向上を図るため、新市建設の基本方針として「調和」「交流」「創造」の３つの基本テーマを掲げ、新市の一体的なまちづくりを推進していきます。また、計画の積極的な推進により合併効果を最大限に発揮し、「第５次松山総合計画」の将来像「憧れ 誇り 日本一のまち松山」の実現を目指します。

注１　「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第２条第２項に規定する合併市町村及び同条第１項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第７条第７項の規定による告示のあったものをいう。
２　「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）第２条第２項に規定する合併市町村（平成７年４月１日以後に同条第１項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
３　□にレを付けた上で、当該市町村合併に伴い実施（予定）の行革の内容等の要旨を記入すること。また、要旨については、別紙としても差し支えないこと。

４　財政健全化計画の基本方針等

区　分	内　容
計画名	松山市財政健全化計画
計画期間	平成23年度～平成27年度（5ヵ年）
既存計画との関係	松山市新行政改革大綱第三次実施計画（平成19～21年度） 松山市新行政改革大綱第三次実施計画【補正版】（平成22～23年度）
公表の方法等	計画承認後、市ホームページで公表。
基本方針	景気低迷の影響で市税収入が低調な中、社会保障関係経費の増大により、急速に財政の硬直化が進んでいる。平成21年3月改定の「健全な財政運営へのガイドライン」を堅持するため、定員管理の適正化・職員人件費の抑制を図るとともに、更なる歳入確保や歳出削減に努める。

Ⅰ　基本的事項（つづき）

5　繰上償還希望額等

（単位：千円）

区　　分		旧運用部：年利5%以上6%未満 旧簡保　：年利5%以上6%未満 旧公庫　：年利5%以上5.5%未満	旧運用部：年利6%以上6.3%未満 旧簡保　：年利6%以上6.5%未満 旧公庫　：年利5.5%以上6%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保　：年利6.5%以上 旧公庫　：年利6%以上	うち年利7%以上	合　計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	66,235.9				66,235.9
	補償金免除額	7,725.2				7,725.2
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	166,874.6	410,216.2			577,090.8
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		(8,483.4)			(8,483.4)

注１　「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談･調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

２　各欄の数値は小数点第２位を切り上げて、小数点第１位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第２位が０であるが、小数点第３位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

３　後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に（　）書きで記入すること。

6　平成２３年度以降における年利５％以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満（平成24年度末残高）	年利6%以上6.3%未満（平成23年度末残高）	年利6.3%以上（平成23年度末残高）	うち年利7%以上	合　計
普通会計債	学校教育施設等整備事業	43,532				43,532
	公営住宅建設事業	22,704				22,704
小　計 (A)		66,236				66,236
出資一般債会等計						
小　計 (B)						
合　計 (A)+(B)		66,236				66,236

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満（平成24年度末残高）	年利6%以上6.5%未満（平成23年度末残高）	年利6.5%以上（平成23年度末残高）	うち年利7%以上	合　計
普通会計債	学校教育施設等整備事業	161,615	397,111			558,726
	公営住宅建設事業	5,260	13,105			18,365
小　計 (A)		166,875	410,216			577,091
出資一般債会等計						
小　計 (B)						
合　計 (A)+(B)		166,875	410,216			577,091

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満（平成24年度9月期残高）	年利5.5%以上6%未満（平成23年度9月期残高）	年利6%以上（平成23年度9月期残高）	うち年利7%以上	合　計
普通会計債	公営住宅建設事業		8,483			8,483
小　計 (A)			8,483			8,483
出資一般債会等計						
小　計 (B)						
合　計 (A)+(B)			8,483			8,483

注１　地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

２　公営企業債のうち、当該地方公共団体の一般会計が負担するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）については、「一般会計出資債等」欄に記入すること。

Ⅱ　財政状況の分析

区　　分	内　　容
財務上の特徴	平成21年3月改定の「健全な財政運営へのガイドライン」に定めた数値目標や基本的取組事項の堅持に向け、これまで行財政改革に取り組んできたが、長引く景気低迷の影響により市税収入は低調に推移し、医療・福祉・介護などの社会保障関係経費の増大により、急速に財政の硬直化が進んでおり、平成21年度の経常収支比率は88.6%を示し、ガイドラインの目標値90%に近づきつつある。今後さらに、東日本大震災の影響などにより、国・地方ともに財政状況が一層厳しさを増すことが見込まれることから、更なる歳入確保・歳出削減策を講じ、持続可能な財政運営に努める必要がある。
財政運営課題	課　題　①　定員管理の適正化 定員管理の適正化に向けた様々な取組みにより、職員数は中核市40市中9番目の少数体制を維持している。今後も、市民サービスの確保を念頭に置きつつ、業務の簡素化・効率化、民間活力の活用などにより、合併前の旧松山市職員数の水準を目指す。
	課　題　②　給与水準の適正化 給与水準の適正化を図るため、国に準じた給与構造改革を実施しているが、今後も国・県との均衡を図り、地域の民間給与の適切な反映に努める。
	課　題　③　公債費の抑制 「市全体の市債残高が前年度を上回らない」とするガイドラインの基本的事項を堅持し、健全財政を維持するため、大型公共事業の必要経費の一定額を予め基金に積み立て市債発行を抑制するほか、補償金免除繰上償還の活用などにより市債残高の逓減に努めているが、今後も更なる公債費の抑制を図る必要がある。
	課　題　④　歳入の増収及び確保 市税収納体制の強化や納税機会の充実により、市税の徴収率向上を図るとともに、公正・公平な課税の仕組みを確立し、自主財源の確保に積極的に取り組む。各種保険料や使用料についても、徴収率向上に向け、市民啓発や指導を強化する。
	課　題　⑤　財政構造の弾力性の改善 経常収支比率は、類似団体の中では良好であるが、H20：86.3%からH21：88.6%と急増している。ガイドラインの目標を堅持するため、生活保護費などの扶助費抑制や繰出金や補助金などを軽減する策を講じる必要がある。
留意事項	

注１　「財務上の特徴」欄は、人口や産業構造、財政構造や地域特性等を踏まえて記載すること。また、財政指標等について、経年推移や類似団体との水準比較などをし、各自工夫の上説明すること。

２　「財政運営課題」欄は、税収入の確保、給与水準・定員管理の適正合理化、公債負担の健全化、公営企業繰出金の適正運用、地方公社・第三セクターの適正な運営等、団体が認識する財政運営上の課題及びその具体的施策について、優先度の高いものから順に記入する。また、財政運営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

３　「留意事項」欄は、「財政運営課題」で取り上げた項目の他に、財政運営に当たって補足すべき事項を記入すること。

４　必要に応じて行を追加して記入すること。

III　今後の財政状況の見通し

（単位：百万円）

区　　分	平成18年度（計画前５年度）（決　算）	平成19年度（計画前４年度）（決　算）	平成20年度（計画前３年度）（決　算）	平成21年度（計画前々年度）（決　算）	平成22年度（計画前年度）（決算見込）	平成23年度（計画初年度）	平成24年度（計画第２年度）	平成25年度（計画第３年度）	平成26年度（計画第４年度）	平成27年度（計画第５年度）
地方税	63,486	67,981	67,853	65,652	65,580	64,106	63,185	63,743	64,305	64,874
地方譲与税等	11,618	8,440	7,597	7,131	6,921	6,655	6,650	6,650	6,650	6,650
地方特例交付金	1,738	474	857	770	747	670	650	650	650	650
地方交付税	23,155	22,040	23,482	24,559	26,767	27,313	26,807	27,981	28,531	28,910
小計（一般財源計）	99,997	98,935	99,789	98,112	100,015	98,744	97,292	99,024	100,136	101,084
分担金・負担金	890	886	899	901	936	843	831	831	831	831
使用料・手数料	3,619	3,480	3,505	3,514	3,480	3,382	3,399	3,399	3,399	3,399
国庫支出金	23,690	22,627	31,853	28,037	36,056	36,594	36,600	35,400	33,635	31,958
うち普通建設事業に係るもの	3,602	2,842	2,297	2,962	5,291	5,320	5,346	2,450	2,361	2,361
都道府県支出金	5,792	6,611	6,571	7,606	8,933	9,167	9,200	9,016	8,836	8,659
うち普通建設事業に係るもの	699	611	561	803	1,129	1,018	1,015	609	570	570
財産収入	1,038	1,412	481	420	488	180	180	180	180	180
寄附金	26	34	40	23	24	28	28	28	28	28
繰入金	1,526	4,295	4,720	5,413	1,973	4,700	5,200	3,000	3,000	3,000
繰越金	7,653	3,953	3,954	12,053	4,074	4,204	4,200	4,100	4,000	4,000
諸収入	3,927	5,192	4,091	4,069	4,775	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
うち特別会計からの貸付金返済額	0	300	0	0	0	0	0	0	0	0
うち公社・三ｾｸからの貸付金返済額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債	10,385	8,309	7,982	11,067	15,616	17,411	18,591	15,212	14,294	11,593
特別区財政調整交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳　入　合　計	158,543	155,734	163,885	171,215	176,370	179,253	179,521	174,190	172,339	168,732
人件費　a	26,647	26,760	26,627	26,587	26,167	25,756	25,499	25,244	24,991	24,742
うち職員給	18,822	18,773	18,480	17,787	17,349	17,497	17,148	17,335	17,143	16,952
物件費　b	18,988	19,572	18,424	19,498	19,959	20,697	20,594	20,491	20,388	20,286
維持補修費　c	1,647	1,528	2,140	1,350	1,241	1,331	1,338	1,345	1,352	1,358
ａ＋ｂ＋ｃ＝　d	47,282	47,860	47,191	47,435	47,367	47,784	47,431	47,080	46,731	46,386
扶助費	32,356	33,406	35,251	38,435	47,052	48,058	48,539	49,024	49,514	49,762
補助費等	6,999	7,734	13,240	22,077	12,651	19,500	19,000	19,000	19,000	18,500
うち公営企業(法適)に対するもの	559	397	6,465	5,999	5,724	5,298	5,162	5,162	5,162	5,026
普通建設事業費	20,880	15,761	15,602	18,980	25,618	23,448	23,213	17,413	16,000	16,000
うち補助事業費	7,445	5,832	5,387	7,705	15,102	11,943	12,000	5,500	5,300	5,300
うち単独事業費	13,078	9,692	9,947	10,982	10,040	11,205	10,913	11,613	10,400	10,400
災害復旧事業費	67	15	0	33	16	54	0	0	0	0
失業対策事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債費	18,777	18,731	17,848	18,591	17,107	18,320	19,225	17,057	16,935	16,670
うち元金償還分	14,979	15,135	14,530	15,501	14,278	15,462	16,335	14,129	13,990	13,719
積立金	4,718	2,018	4,304	2,820	3,558	2,124	3,023	4,610	4,410	3,160
貸付金	2,193	2,242	3,334	2,837	2,218	2,125	2,120	2,120	2,120	2,120
うち特別会計への貸付金	0	1,834	0	0	0	0	0	0	0	0
うち公社、三ｾｸへの貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰出金	19,117	22,206	13,341	14,204	14,623	13,000	13,000	12,350	12,350	12,350
うち公営企業(法非適)に対するもの	6,950	8,714	294	231	255	212	212	201	201	201
その他	901	802	321	629	177	446	400	400	400	400
歳　出　合　計	153,290	150,775	150,432	166,041	170,387	174,859	175,951	169,054	167,460	165,348

【財政指標等】

（単位：百万円、人）

区　　分	平成18年度（計画前５年度）（決　算）	平成19年度（計画前４年度）（決　算）	平成20年度（計画前３年度）（決　算）	平成21年度（計画前々年度）（決　算）	平成22年度（計画前年度）（決算見込）	平成23年度（計画初年度）	平成24年度（計画第２年度）	平成25年度（計画第３年度）	平成26年度（計画第４年度）	平成27年度（計画第５年度）
形式収支	5,253	4,959	13,453	5,174	5,983	4,394	3,570	5,136	4,879	3,384
実質収支	2,789	2,082	2,699	1,971	2,296	2,193	2,071	2,236	2,179	2,084
標準財政規模	96,570	96,789	101,586	101,893	103,743	103,747	104,608	105,130	105,462	105,625
財政力指数	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
実質赤字比率　(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
経常収支比率　(%)	85.1	86.1	86.3	88.6	84.7	89.5	89.7	89.9	89.3	90.9
実質公債費比率　(%)	10.0	10.1	9.6	8.9	8.5	10.8	9.4	9.8	9.6	8.8
地方債現在高	185,004	178,178	171,691	167,257	168,594	174,287	173,193	174,276	174,580	172,454
積立金現在高	39,772	38,795	39,385	38,339	41,198	38,625	36,448	38,058	39,468	39,628
財政調整基金	15,900	15,900	15,300	15,000	16,000	15,500	15,400	15,300	15,200	15,100
減債基金	9,730	7,830	8,250	6,430	7,200	6,260	4,060	4,920	5,580	6,240
その他特定目的基金	14,142	15,065	15,833	16,909	17,998	16,865	16,988	17,838	18,688	18,288
職員数	3,084	3,040	3,010	2,980	2,959	2,919	2,890	2,855	2,875	2,855

注　実質公債費比率は、平成21年度（平成18年度から平成20年度までの３か年平均）の数値を基準年度とした場合は平成20年度欄に、平成22年度（平成19年度から平成21年度までの３か年平均）の数値を基準年度とした場合は平成21年度欄に、それぞれ記入すること。

Ⅳ　行政改革に関する施策

項　　目	Ⅱの課題番号	具　体　的　内　容
1　合併予定市町村等にあってはその予定とこれに伴う行革内容		平成17年1月1日に、松山市・北条市・中島町が合併。 合併に際しては、市民サービス水準の確保に細心の配慮を行いながら、類似事務事業の統合・廃止等を通じ、職員数で言うと100人程度の合併効果が生じた。また、汽船や病院の民営化など、積極的な民間活用を行った。
2　経常経費の見直し		
○　定員管理	①	本市はこれまでも、「定員管理の適正化」に取り組み、職員数において中核市の中でも少数体制（H22：中核市40市中9番目）を維持している。当初計画（H18：3,084人→H23：2,924人）では160人減の目標を掲げ、計画を上回り達成（H23実績：2,919人）している。 今後も、市民サービスの確保を念頭に置きつつも、業務の簡素化・効率化等により定員管理の適正化に努め、合併前の旧松山市の水準を目指す。
○　給与のあり方		
◇　給与構造の見直し、地域手当等のあり方	②	給与水準の適正化を図るため、国に準じた給与構造改革を平成18年4月1日に実施 給料表の再編　平均4.8%引き下げ　号給の4分割　査定昇給を全職階に導入　成績率の導入　55歳以上職員の昇給抑制措置 地域手当は東京事務所職員及び医師に対し、国の制度に準拠して支給
◇　技能労務職員の給与のあり方	②	平成20年5月に公表した取組方針に基づき、技能労務職員に対する特殊勤務手当の見直しを行うとともに、給料表や諸手当を含む給与全体の水準の適正化に向けた取組みを進める。
◇　退職時特昇等退職手当のあり方	②	給与水準の適正化を図るため、 平成17年3月１日に定年及び勧奨退職時特昇を廃止 平成18年4月1日付けで、国に準じて退職手当制度を改正
◇　福利厚生事業のあり方	②	法定福利については、法律及び県共済組合の指示に従い、事業主としての責務を粛々と果たすとともに、法定外福利における事業主負担ついても、毎年、事務事業の見直しを行なうなど適正化に努め、負担の削減（例；松山市職員共済会⇒19年度から21年度の3ヵ年で約9百万円削減【削減率12.8%】）を図ってきたところである。今後も、事務事業の見直し・事務の効率化を図りながら、法の趣旨に沿った適正な福利厚生の実施を目指す。
○　物件費、維持補修費等の見直し	⑤	「委託契約事務の適正化に関するガイドライン」に基づき、随意契約の適正化を図り、透明性・競争性・公正性の確保に努める。 予算編成の中でも、最大限の経費節減に努めることとし、安易に従来の方式に踏襲することなく、内容・条件等の見直しを行う。 また、電算システムの調達においても、ガイドラインを策定し、システム全体の最適化を図るとともに経費節減に繋げる。
○　指定管理者制度の活用等民間委託の推進やＰＦＩの活用	①⑤	これまでに99施設に指定管理者制度を導入したほか、給食調理場や保育所などで民間委託を行ってきたが、今後も、民間活力を活用したほうが利用者サービスの向上や経費縮減効果が見込みまれるものについては、指定管理者制度の導入や民間委託を行う。また、既存の指定管理者制度導入施設においては、モニタリングの実施等により効果の更なる向上を図る。
○　その他		

Ⅳ　行政改革に関する施策（つづき）

項　　目	Ⅱの課題番号	具　体　的　内　容
3　地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保	④	「市税改革プログラム」に基づき、自主財源の確保に向け、徴収率の向上や公正・公平な課税のため、滞納者への納税指導強化、愛媛地方税滞納整理機構との連携、納税機会の拡大、税に関する市民啓発などに積極的に取り組む。 また、各種保険料や使用料の徴収率向上に向け、市民への啓発や指導を強化する。 未利用財産については、売却促進のため条件の見直しや貸付の検討、効果的な啓発手法など、更なる検討を進める。
4　地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進	⑤	「外郭団体改革推進プラン」に基づき、団体の統合や事業の見直し、公益認定の取得により自立化を図る。
5　行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○　行政改革や財政状況に関する情報公開		「新行政改革大綱実施計画」の策定・進捗管理において、有識者など外部の専門委員へ報告し、意見をいただくとともに、広報紙やホームページ等を通じて、広く市民に公表している。
◇　給与及び定員管理の状況の公表		人事行政の運営等の公表に関する条例に基づき、年に１回、広報紙やホームページで公表しているほか、総務省の地方公共団体給与情報等公表システムに基づく情報をホームページで公表している。
◇　財政情報の開示		年に２回、広報紙やホームページなどで財政事情の公表を行っている。 あわせて、予算の状況や財務書類などの財政情報も、適宜公表を行っている。
○　行政評価の導入	⑤	平成12年度から事務事業評価システムを導入し、事務事業の廃止や縮減などにより、市民サービス向上策のための財源捻出につなげてきた。今後は、これまでの手法を踏まえて改善に努め、より効率的・効果的な事務事業評価に取り組む。
6　公債費の抑制	③	「市全体の市債残高が前年度を上回らない」とするガイドラインの基本的事項を堅持し、健全財政を維持するため、大型公共事業の必要経費の一定額を予め基金に積み立て市債発行を抑制するほか、補償金免除繰上償還の活用などにより市債残高の逓減に努めてきたが、更なる取組みとして、平成23・24年度に縁故債の借換を行わないことにより、後年度の利息支払の抑制を図る。

注１　上記区分に応じ、「Ⅱ　財政状況の分析」の「財政運営課題」に揚げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策か明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

２　今後行う行政改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている団体については、更なる行政改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する団体については、計画前５年間に取り組んできた行政改革に関する施策についても記入すること。

３　本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ　繰上償還に伴う行政改革推進効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

４　財政状況が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態であっても、財政状況を良好な状態に維持するため又は更なる財政健全化のために講じることとしている歳入確保策・歳出削減策等があれば、当該施策を記入すること。

５　必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅴ　繰上償還に伴う行政改革推進効果【延長計画策定団体】

１　主な課題と取組及び目標

課　題	取 組 及 び 目 標
１　経常経費の見直し	職員数が合併前の旧松山市の水準となるよう定員の適正管理を行うとともに、給与水準の適正化により、人件費の抑制を図る。
２　公債費負担の健全化（地方債発行の抑制等）	基金活用などによる市債発行の抑制に加え、平成23・24年度に繰故債の借換を行わないことにより、市債残高の逓減に努めるとともに、後年度の利子償還の軽減を図る。
３　公営企業会計に対する基準外繰出しの解消	久谷地区簡易水道の上水道統合により、公営企業会計側の経費節減･合理化を推進し、当該事業に係る基準外繰出しの縮減を図る。
４　その他	事務事業の見直し、委託契約事務の見直しなどにより、物件費の削減を図る。

注１　上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
　　なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」又は「財政再生計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第６条第３項の規定により、
　これらの計画を「公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
２　各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は財政健全化法に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
３　必要に応じて行を追加して記入すること。

２　年度別目標

（単位：百万円）

区分	課　題	項　　目	平成18年度（当初計画前年度）	平成19年度（当初計画初年度）	平成20年度（当初計画第２年度）	平成21年度（当初計画第３年度）	平成22年度（当初計画第４年度）（延長計画前年度）	平成23年度（当初計画第５年度）（延長計画初年度）	当初計画合計	平成24年度（延長計画第２年度）	平成25年度（延長計画第３年度）	平成26年度（延長計画第４年度）	平成27年度（延長計画第５年度）	延長計画合計
		実質公債費比率　当初計画の目標値		10.4	10.6	10.4	10.4	10.8						
		実質公債費比率（実績値）	10.0	10.1	9.6	8.9	8.5							
		実質公債費比率　延長計画の目標値						10.8		9.4	9.8	9.6	8.8	
		地方債現在高　当初計画の目標値		182,522	179,496	174,604	171,956	174,287						
		地方債現在高（実績値）	185,004	178,178	171,691	167,257	168,595							
		地方債現在高　延長計画の目標値						174,287		173,193	174,276	174,580	172,454	
当初計画に係る改善効果額	1	人件費（退職手当を除く）	24,095	24,028	23,735	23,338	23,498	23,191						
		改善効果額		67	360	757	597	904	2,685					
	4	行政管理経費	20,636	21,100	20,564	20,849	21,201	20,583						
		改善効果額		△ 464	72	△ 213	△ 565	53	△ 1,117					
	参考値	普通建設（事業費支弁人件費）	1,034	815	869	1,137	849	815						
		改善効果額		219	165	△ 103	185	219	685					
	参考値	人件費（地方公務員共済組合等負担金）	△ 2,959	△ 3,006	△ 3,049	△ 3,349	△ 3,622	△ 4,204						
		改善効果額		47	90	390	663	1,245	2,435					
						当初計画改善効果額　合計			4,688					
						＜参考＞当初計画補償金免除額（旧資金運用部資金）			44					
延長計画に係る改善効果額	2	市債利子の抑制（縁故債の借換抑制）					0	0		△ 12	△ 30	△ 27	△ 24	
		改善効果額						0		12	30	27	24	93
		改善効果額												
		改善効果額												
		改善効果額												

延長計画改善効果額　合計　Ａ	93
延長期間が２年の場合に加算する改善効果額　Ｂ	0
Ａ＋Ｂ　　Ｃ	93
Ｃのうち公営企業会計加算分　Ｄ	0
（Ｄの内訳）○○会計への加算額	-
○○会計への加算額	-
Ｃ－Ｄ	93
＜参考＞補償金免除額（旧資金運用部資金）	8

注１　歳出削減策のみならず、歳入確保策についても幅広く検討の上、記入すること。
２　「課題」欄については、「１　主な課題と取組及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。
３　「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。
４　「Ｃのうち公営企業加算分　Ｄ」欄については、平成19年度から平成21年度までの間に当該団体の公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受け、平成22年度以降に引き続き当該公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受ける場合であって、当該公営企業会計における経営改革の改善効果額が当該公営企業会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること（ただし、公営企業会計に加算できる改善効果額は、普通会計に係る改善効果額が旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る部分に限る。）。